

## カリキュラム検討委員会規約

平成29年5月18日 都市建設工学科学科会議決定

(設置目的)

第1条 都市建設工学科学科会議規約第5条第1項に基づき、中部大学工学部都市建設工学科(以下「本学科」という。)学科会議の下に、学習・教育到達目標に照らして、その達成度を評価するとともに、カリキュラムを点検し、その改善提案について検討することを目的として、カリキュラム検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(審議内容)

第2条 本委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 「学習目標達成度評価票」および「カリキュラムに関するアンケート調査票」の分析に基づく学習・教育到達目標の達成度の評価
- 二 学習・教育到達目標の達成度に照らしたカリキュラムの点検
- 三 学習・教育到達目標を達成するためのカリキュラムの改善提案の検討
- 四 その他カリキュラムに関する事項

(役割)

第3条 本委員会の点検・評価の結果については、学科会議に報告するとともに、カリキュラムの改善提案について学科会議の審議に付する。

- 2 学科会議より附議された事項その他の事項について検討し、検討結果を学科会議の審議に付すこととする。
- 3 本委員会は、教育プログラムの点検・評価に関して教育支援検討委員会と密に連携を取るものとする。

(組織)

第4条 本委員会は、学科会議の構成員のうち4名以上の委員をもって組織する。

- 2 本委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により決定する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が決めた委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 委員長は、本委員会を招集し、議長を務める。

2 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、カリキュラムの点検・評価のため、各学期の終了後に開催することとする。

2 前項の他、学科会議からの附議がある場合など、必要に応じて開催する。

(情報の公開)

第9条 本委員会の議事の内容に関しては各回の議事録を作成し、これを保存するとともに、要請があれば開示する。

(雑則)

第10条 本規約を定める他、本委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則付則

1 従前のカリキュラム検討委員会規約は廃止する。

2 本規約は、平成29年5月18日から施行する。